

—— キャンプ事前研修 ——

7月31日村民体育館で、青少年相談員協議会主催のキャンプ事前研修が行われました。大変暑い1日でしたが、班別の役割分担を決めたり、ゲームを楽しんだり、子供たちは元気そのものでした。

こうなん

広報
 8月

No. 143

昭和58年 8月10日

~~~~~ おもな内容 ~~~~~

- 住民健診を受けましょう…………… 2
- 献 血…………… 3
- 生徒指導対策委員会…………… 4
- 農家のページ…………… 5
- みんなのひろば…………… 6
- 文化財シリーズ…………… 7
- おしらせいちば…………… 8・9
- 参院選結果…………… 10

〔7月1日現在人口〕 男 4,923人 女 4,999人 計 9,922人  
世帯数 2,462

# 住民健診を受けましょう

## 8月15日から24日まで実施

成人病の予防には、何といっても日ごろの健康管理と早期発見が大事です。異常が自覚されなくても、定期的に年一回は健康診断を受けたいもの。もし異常が見つかったら、しっかり管理すれば、健康な人と変らない生活ができます。江南村では、今年も住民健診を行います。ぜひこの機会に、あなたも健診を受けてください。

### 対象者

1、一般健康診査対象者  
 ▼四十歳以上で事業所に勤務していない方全員（医者で治療を受けている方は除く）。

#### ■健診項目

血圧測定、尿検査、身長・体重測定、健康相談等

#### 2、結核健康診査対象者

▼十八歳以上で学校の生徒及び仕事

業所に勤務している人を除き全員。

#### ■健診項目

レントゲン間接撮影

### 時間

▼午前9時30分～11時30分  
 午後1時～3時

※指定会場で受けられなかった方は他の会場で受けられます。

問合せは役場・住民課（内線24）

### 住民健診によせて

樋春 鈴木安一

今年もまた、健康診断を受ける時期が間もなくやってくる。役場より希望、意見等を書いて欲しいと言われたので、感じた業所に勤務している人を除き全員。

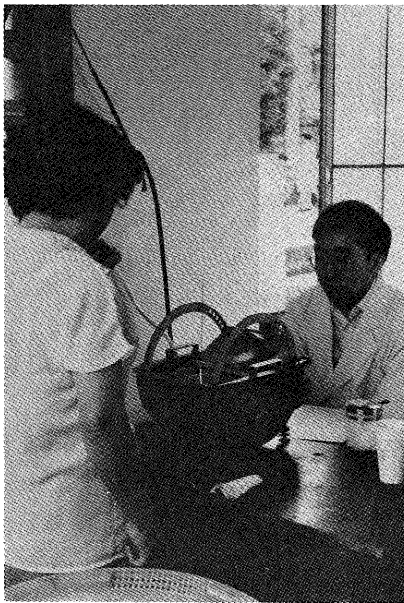


人にいわれてやるものではない。

毎朝五時起床、ジョギングをかかしたことがない。距離は往復で四kmと少し。また午後五時から、ぶらさがり器と腹筋運動をやっている。

家族は親子三代がいつしよに住み、食事についても気をつけて、色の濃い野菜を毎日食べている。国鉄をやめて八年間、医者にかかったことは一度もない。これも年一度健康診断と健康は作り出すものである事を肝に命じ、すこやかに老いるよう努力している次第である。

| 日程表      |    | 午前9時30分～11時30分 |     | 午後1時～3時 |   |   |   |   |
|----------|----|----------------|-----|---------|---|---|---|---|
| 月        | 日  | 午前             | 午後  | 字       | 名 | 会 | 場 | 名 |
| 8月15日(月) | 午前 | 三              | 本   | 小       | 沢 | 運 | 送 | 所 |
|          | 午後 | 成              | (下) | 会       | 議 | 所 | 館 |   |
| 8月16日(火) | 午前 | 上              | 新   | 集       | 田 | 集 | 会 | 所 |
|          | 午後 | 上              | 押   | 参       | 切 | 宮 | 記 | 念 |
| 8月17日(水) | 午前 | 須              | 賀   | 集       | 原 | 集 | 落 | セ |
|          | 午後 | 野              | 野   | 集       | 広 | 集 | 落 | セ |
| 8月18日(木) | 午前 | 御              | 正   | 生       | 下 | 活 | 改 | 善 |
|          | 午後 | 樋              | 春   | 集       | 南 | 集 | 会 | 所 |
| 8月19日(金) | 午前 | 樋              | 春   | 集       | 北 | 集 | 会 | 所 |
|          | 午後 | 下              | 押   | 集       | 切 | 集 | 会 | 所 |
| 8月20日(土) | 午前 | 板              | 井   | 農       | 井 | 業 | 研 | 修 |
|          | 午後 |                |     | 公       | 塩 | 民 | 館 |   |
| 8月22日(月) | 午前 | 成              | 沢   | 公       | 上 | 民 | 館 |   |
|          | 午後 | 御              | 正   | 大       | 坂 | 集 | 会 | 所 |
| 8月23日(火) | 午前 | 小              | 江   | 農       | 川 | 村 | セ | ン |
|          | 午後 |                |     | 集       |   | 集 | 会 | 所 |
| 8月24日(水) | 午前 | 柴              | 千   | 柴       | 代 | 集 | 会 | 所 |
|          | 午後 | 全              | 域   | 母       | 子 | 健 | 康 | セ |



昨年の健診のよう

# 献血



## あなたの善意を見知らぬ人に

献血したことありますか？献血とは、血液を必要とする人が、いつでも安心して輸血が受けられるように、健康な人が、すすんで血液を提供する行為です。血液の需要は年々増え、供給される量はストレス状態。あなたの善意を、今血液を必要としている人に贈ってみてはいかがでしょうか。

### 献血できる人

- ▼ 次の条件にかなう人なら、どなたでも献血できます。
- ▼ 年齢満十六歳以上六十五歳未満であること。
- ▼ 体重が男性の場合四五kg、女性の場合四〇kg以上であること。
- ▼ 前回の採血から一カ月以上経過していること。
- ▼ 過去六カ月以内に妊娠していないこと。
- ▼ 献血前の検診で、医師が健康と認めること。

### 健康管理にも

献血前には、お医者さんが健康状態を調べ、適当と認められた方が献血できます。ですから、献血できることは、あなたが健康であることの一つの目安となります。



また、検査サービスとして、献血された血液の生化学的検査を行

い、コレステロール、タンパクなど六項目について、本人あてに結果を通知してくれます。献血は自分自身の健康状態のパロメーターというわけです。

一回二〇〇cc

一回の献血量は二〇〇cc、牛乳びん約一本分です。この二〇〇ccというのは、さほど多い量ではありません。一回の献血量は、アメリカで普通四五〇cc、お隣の韓国では三二〇ccです。

献血後は、二、三時間で血液量が回復し、血液成分のうちで最も回復の遅い赤血球でも、四週間ぐらいで元の数にもどります。

### 血液は毎日必要

献血された血液は、赤血球、白血球、血小板など成分ごとに分け、患者さんが必要としている成分ごとに使われます。

採血したものをそのまま使うのではなく、一人の生命しか救えませんが、この方法だと二、三人の患者さんの生命を救うこともできます。

しかし欠点もあります。成分別に分けてしまうと、血小板などは六時間しか保存できません。従って毎日毎日必要とする輸血用の血液を確保しなければならぬわけです。

## 昭和57年度江南村献血実績

(ゼリアのみ56年度)

(事業所・諸団体)

|        |      |
|--------|------|
| ジーゼル機器 | 153人 |
| 片山鉄工所  | 108人 |
| 小原療養所  | 31人  |
| ゼリア新薬  | 55人  |
| 兼立電工   | 38人  |
| (一般)   |      |
| 母子センター | 51人  |

◎今後の献血予定

- とき 12月14日(水) 午後1時～3時
- ところ 母子センター

### 熊谷血液センターオープン!

- ところ 熊谷市大字奈良新田字切新田398-1 ☎25-1330代
- 献血受付時間 平日/午前9時～午後4時 土曜/午前9時～正午

# 江南村 生徒指導対策委員会

● 青少年の健全育成を願って ●

青少年の非行化は依然として後を絶たず、深刻な社会問題の様相を深めています。

本村では、児童・生徒の人間性を豊かな成長を願って「生徒指導対策委員会」を結成、発足し、活動を始めて二年目に入りました。

各委員は、地区内補導、情報交換、連絡等、非行等に対して適切な対応措置をとるなど幅広い活動を行っています。

今年度の新委員が決まりました。各地域の皆さん、気軽に、十分ご活用くださるようお願いいたします。

## 生徒指導対策委員会連絡網

| 氏名        | 地域         | 電話      |
|-----------|------------|---------|
| ◎ 宇治川 正 忠 | 板井704      | 36-2240 |
| 小 沢 八 郎   | // 679     | // 2261 |
| ◎ 吉 野 幸 男 | // 530     | // 2047 |
| 成 沢 (上)   |            |         |
| ◎ 水 野 辰 三 | 成沢1058     | // 3895 |
| 山 崎 隆 夫   | // 1125    | // 0386 |
| ◎ 舟 橋 広 之 | 押切2527-9   | // 3804 |
| 千 野 達 男   | // 2569-4  | // 0996 |
| 成 沢 (下)   |            |         |
| ◎ 佐々木 猛 治 | 成沢500      | // 4891 |
| 萩 原 貞 明   | // 619     | // 2662 |
| ◎ 志 村 正   | 三本1850     | // 0350 |
| 塚 田 永 憲   | // 2012    | // 0681 |
| ◎ 長谷川 七 郎 | // 684     | // 0707 |
| 長谷川 高 雄   | // 1896    | // 2180 |
| 押 切 (上)   |            |         |
| ◎ 松 本 誉 子 | 押切753      | // 3958 |
| 笠 原 法 正   | // 795-1   | // 1009 |
| 押 切 (下)   |            |         |
| ◎ 持 田 包 雄 | 押切145-1    | // 1574 |
| 大 島 清     | // 370     | // 2373 |
| 持 田 知 丈   | // 325     | // 1928 |
| ◎ 新 井 武 寿 | 上新田101-1   | // 0728 |
| 福 田 房 子   | // 256     | // 1690 |
| ◎ 柴 田 四 郎 | // 183-1   | // 2455 |
| 樋 春 (南)   |            |         |
| ◎ 持 田 一 芳 | 樋春331      | // 2604 |
| 滝 田 稔 夫   | // 337     | // 2014 |
| 高 田 利 正   | // 319-3   | // 3561 |
| 樋 春 (北)   |            |         |
| ◎ 小 島 敏 男 | 樋春975      | // 3422 |
| 馬 場 光 代   | // 1207    | // 2428 |
| 御正新田 (坂上) |            |         |
| ◎ 枋 沢 り う | 御正新田1114-1 | // 3919 |
| 橋 本 義 膳   | // 1142    | // 0128 |
| 折 川 高 一   | // 1067-2  | // 2655 |
| 御正新田 (坂下) |            |         |
| ◎ 橋 本 安 行 | 御正新田234    | // 2197 |
| 橋 本 イ ク   | // 199     | // 2052 |

(順 不 動)

◎ 印一地区代表

| 氏名        | 地域        | 電話      |
|-----------|-----------|---------|
| ◎ 上 杉 正   | 千代600     | 36-1900 |
| 秋 場 幸 子   | // 425-1  | // 0530 |
| 佐 藤 武 夫   | // 205-13 | // 3451 |
| 今 井 は る   | // 104    | // 1683 |
| 飯 野 忠 男   | // 64-24  | // 2485 |
| ◎ 吉 田 芳 江 | 須賀広251    | // 1858 |
| 吉 沢 朝 光   | 小江川 2203  | // 1637 |
| ◎ 水 野 光 好 | 野原835     | // 2365 |
| 笠 原 満     | // 74     | // 1519 |
| 関 口 正 典   | // 623    | // 0421 |
| 斉 藤 道 夫   | // 794-1  | // 1075 |
| 小江川 (東)   |           |         |
| ◎ 福 田 哲 雄 | 小江川1317   | // 1650 |
| 今 井 忠 茂   | // 884    | // 2427 |
| 岡 部 秀 子   | // 871    | // 0772 |
| 小江川 (西)   |           |         |
| ◎ 小 林 正 己 | 小江川1963   | // 1066 |
| 寺 山 ト モ   | // 1781   | // 1980 |
| 佐 藤 俊 郎   | // 1865-1 | // 5336 |
| ◎ 橋 本 寿 夫 | // 2159   | // 2194 |
| 駒 井 健 次   | // 2091-4 | // 3110 |
| ◎ 柴 幸 子   | 柴153      | // 0931 |
| ◎ 増 田 秀 夫 | 塩365      | // 3284 |
| 飯 島 清 子   | // 5      | // 0824 |
| ◎ 向 井 信 哉 | 南 小       | 81-5779 |
| 金 子 正 信   | //        | 84-0899 |
| 木 部 殖 夫   | 北 小       | 81-0909 |
| 嶋 野 義 智   | 江南中       | 32-4338 |
| 田 中 裕 作   | //        | 32-3358 |
| ◎ 南 小     | 36-1305   |         |
| 北 小       | 36-1389   |         |
| 江 中       | 36-1335   |         |
| ◎ 教育委員会   | 36-5468   |         |

農業者年金コーナー

経営移譲の手續と実際

経営移譲の手續(農地法第三条の許可申請等)は農業委員会事務局で受付けています。次の手順で行ってください。

カ月位前までに、それぞれの市町村農業委員会ですべての手続をしてください。

農業委員会事務局へ

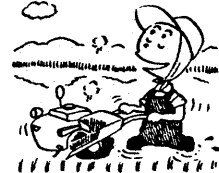
申請する

別表を参照のうえ、添付書類をそろえて農業委員会事務局へ申請

今年も、農地法第八十四条に基づき、農地の小作地の所有状況調

してください。

八四調査にご協力を!!



査を行いますので、農家の皆さんのご協力をお願いします。

この調査は、八月一日現在の村内の全農家を対象に行い、農地の貸借関係把握するためのものです。調査結果は九月一日から三十

空中防除

8月19日実施

雨天の場合順延



日まで、農業委員会事務局で縦覧に供します。大切な調査ですので、もれなく申告してください。

問合せ 農業委員会事務局 (内線31)

今回の防除はいもち病、ニカメイ虫、ツマグロヨコバイ、ウシカ類等を目的に、農薬を十アール当り三〇散布します。

養蚕、家畜、飼料、人体の肌にふれるもの、口にするものは特にご注意ください。

また補正のため一旦終了しても、再度ヘリコプターが飛来することがあります。

養魚池等は、散布中常時清水を補給し、浮遊した農薬を流し去ってください。

農薬は低毒性のものを使用しますので、故意に浴びない限り人体に影響はありません。また、付着した物を食べたり、大量に吸い込まないようにするとともに、井戸、水道の蛇口、食器、ふとん、洗たく物等は散布中汚染しないよう注意してください。

晩秋蚕の採桑は、できるだけ散布水田から離れた桑園より採桑してください。

問合せ 役場産業課(内線30)

農地法により処分

自作地は、農地法第三条により所有権を移転するか、使用収益権を設定してください。小作地、農地法第三条により賃貸借権を移転するか、農地法第二十条により合意解約をしてください。

農地法の許可申請の手續は、毎月十五日が締切り日ですから、六十歳になる日の前月の十五日までに手續をしてください。

また、村外の農地を所有している人は遅くとも六十歳になる三

手續に必要な書類一覧表

Table with 3 columns: 必要書類 (Required Documents), 必要数 (Required Quantity), 備考 (Remarks). It lists documents like 資産税(名寄)台帳の写, 農地法第3条申請用紙, etc.

ヘリコプターによる、今年二回目の病害虫防除が行われます。とき 8月19日(金)午前4時30分から10時ごろまで 散布区域 村内全域の水田

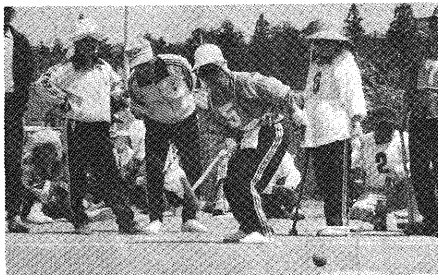
ご注意を

# 平均年齢70歳が競う

## 老人クラブ ゲートボール大会

汗ばむほどの好天の中、江南村老人クラブ春季ゲートボール大会が、五月十日千代グラウンドで開催されました。

お年寄りのゲートボール熱は大変なもので、村内でゲートボールを楽しむお年寄りの姿が見られな



ボールの行き先に一喜一憂

い日はないほどです。こうしたゲートボールブームの中で、今大会には三十一チーム、平均年齢七十歳、二百五十人余りの選手が参加しました。

試合は開会式に引き続き、四つのコートに分れ、歓声、笑い声、あるいはタメ息の中でにぎやかに行われました。



## みんなのひろば

みんなのひろばは、みなさんの声や意見でつくるページです。身近な話題、行政に対する意見、詩、短歌など投稿をお待ちしています。

紙上匿名ほさしつかえありませんが、原稿には住所、氏名、年齢を書いてください。

- ▶送り先 江南村大字築9-1  
江南村役場/総務課
- ▶しめきり毎月10日とします。
- ▶問い合わせは 総務課広報係  
電話 (36) 1521

優勝は三本Cクラブ、準優勝、成沢第一、三位は野原Aという結果でした。

## 詰将棋

出題 五段 有野 芳人  
ヒント……玉は元の位置1  
一で詰みます。

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |   |
|   |   | 角 | 歩 |   | 玉 | 一 |
|   |   |   |   |   | 歩 | 二 |
|   |   |   |   |   | 歩 | 三 |
|   |   |   |   |   | 歩 | 四 |
|   |   |   | 桂 |   | 歩 | 五 |
|   |   |   |   |   | 歩 | 六 |
|   |   |   |   |   | 歩 | 七 |

先手 持駒 銀象



## 道路を守る月間

8月1日～31日

8月1日～31日までの一カ月間は「道路を守る月間」です。

道路交通の著しい発達に伴い、現在は道路環境の整備に大きな関

心が寄せられています。

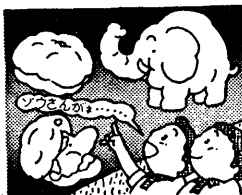
道路に隣接する樹木の枝が道路区域内に張り出し、通行の妨げとなったり、道路標識や信号機等が見にくくなっている場所はありませんか？そんな場所があったら樹木所有者の方は、通行の邪魔にならないように枝の切り落とし等を行ってください。

## 創造性を育てる遊び

雲の形で話をつくらう！

理科遊び

■野原などに寝ころがり、空を見てみよう。小さな雲、大きな雲、ゆっくり動く雲、サーッと流れる雲……いろいろな雲がありますネ。そんな雲をよく見ていると、いろいろなものに見えてきませんか？



■ゾウのかつこうをした雲。アンパンのような雲。人の顔に見える雲……。

キミには雲が何に見えるかな。雲をものにみだてて、キミだけのお話をつくり、友達に話してやろう。どんな面白い話がでできるかな？

# 文化財シリーズ ①

## 埋蔵文化財を守る

(史) 旧石器時代 一万年前  
(先) 縄文時代

(原始) 弥生時代 二千年前  
(古) 墳時代

(代) 奈良時代 一千年前  
(古) 平安時代

鎌倉時代  
(世) 南北朝時代  
室町時代

戦国時代 四百年前  
(中) 江戸時代

(近世) 江戸時代 百年前  
(現代)

(現代)

ここ数年、県内各地で大規模な面積に及ぶ発掘調査が多くなっています。と同時に、貴重な埋蔵文化財の発見があいついで新聞・テレビ等で報道されています。これは、工場建設や水田整備などの開発が多く、大規模になっているためです。

埋蔵文化財は、昔の人々が生活の中で残した遺跡のことです。遺跡には、遺構と遺物と自然環境が切り離せません。遺構とは家、堀のように土地にきざみこまれた工築物の跡です。遺物とは、土器や石器のように生活習慣を表わす道具の中で、朽ち果てずに残ったものをいいます。これらを調べる方法が発掘調査で、考古学は裏付けとなる学問というわけです。取り扱う時代は次のように区分されています。

皆さんは、この中で先史・原始と呼ばれている時代までを、考古学の対象と考えられるかもしれません。しかし、文字に書かれた記録の残る奈良時代から江戸時代までも、考古学の対象に含まれるようになっていきます。

それは前にも述べたように、すべての時代にわたって遺跡が残されており、記録では知ることのできない歴史を、遺構や遺物を研究することによって知ることができるところからです。それは記録などの文献と同様に、重要な資料なのです。

遺跡は、私たちの生活している場所の、いたるところに存在しています。例えば奈良県明日香村のように、村全体が遺跡という場所

もあります。

こうした遺跡をすべて現状のまま保存することは、大変困難なことです。そのため、どうしても壊さなければならぬ場合には、発掘調査を行う方法を探っているのです。

江南村でも、ここ一二年の間に実施した発掘調査は、すべて、なくなってしまう遺跡の記録を残すことを目的とした調査でした。これらの調査では考古学上の重要な発見があり、江南村及び周辺の郷土の先史・原始・古代の歴史解明に、大きな成果をもたらしました。



発掘作業のようす

開発の種類によっては、遺跡全体が事業予定地内にすっぽりと入ってしまう場合もよくあります。

このような場合、事業と文化財の関係が常に重要な課題となります。このため文化財の取り扱いについては、事業を開始する数年前から十分協議が重ねられています。江南村でも開発事業は多く、公共にかかわるものだけでも、農村総合整備モデル事業をはじめとする各種の事業が着手されており、昭和五十八年度からは、そのための大規模な発掘調査が予定されています。

機会があればぜひ調査を見学され、身近に残された私たちの遠い祖先の生活のあかしを見ていただきたいと思えます。

ところで遺跡はさまざまな場所に残されており、最近では水田整備、河川工事などにより、沖積地で埋蔵文化財が発見されることが知られています。水分の多い土地から出土する遺物には、木製品のように植物質の遺物がほぼ完全な形で残っていることがあります。

いずれにしても記録保存のための発掘調査とは、遺跡のなくなることを意味し、現状の保存を優先する文化財保護の立場からは好ましい方法とはいえません。

それだけに調査に関しては慎重が期され、必要以上とも見える、注意深く根気のある作業が続けられるわけです。文化財保護のため

費やされる時間と経費は、無意味なものではないかという意識が、いまだに根強いのが現状といえます。このような中で各種の開発を通じて行われる発掘調査により、この数年間で江南村における埋蔵文化財の存在価値は、急激に注目されてくることと思われま。

そこで文化財保護法第三条にいう「我国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上、発展の基礎をなすものである」という文化財の考えを、郷土の文化財を通じて改めて考えていただきたいと思えます。

このことは「民族の文化とは何か、現代社会における文化とは何か」という問いにもなっているのです。法律に定められているから仕方なくという考え方を越え、私たち一人一人が郷土の歴史、文化財に誇りを持ち、大切にしようという気持ち」を共に分つこと

によって、文化財の保護活動にありたいものです。将来の文化の向上・発展とはそのようなところから芽生えてくるのではないでしょう。

教育委員会でも、発掘調査の出土品は早急に整理し、社会教育等を通じて一般に公開し、活用する準備を進めています。

### 危険物取扱者試験と 準備講習会

- 危険物取扱者試験 —
- 試験日 10月30日(日)
  - 場所 熊谷高等学校
  - 願書受付  
9月10日～22日(土曜午後、日曜、祝日除く)  
※試験案内と願書は消防本部予防課にあります。
  - 準備講習会 —
  - とき 9月13・14日の2日間
  - ところ 深谷市立体育館
  - 申込 9月1日～10日(土曜午後、日曜除く)
  - 受講料 4,000円、他にテキスト代
  - 問合せ 消防本部予防課 ☎22-4445

### 警察官募集

- 採用予定人数  
男子警察官……………80人  
婦人警察官……………20人  
交通巡視員……………25人  
警察事務職員(初級)……30人
- 試験日時、場所  
警察官、交通巡視員  
1次……………10月2日(日)浦和実業学園高校  
2次……………10月3日・4日・6日、7日のうち2日間、埼玉県警察学校警察事務職員  
1次……………10月16日(日)埼玉県警察学校  
2次……………10月28日・29日
- 受付期間……………8月1日～9月9日
- 問合せ……………熊谷警察署が駐在所 ☎21-0042

### 県民大学短期講座

この講座は、県内各地でコミュニティやボランティア活動をして

いる方々に、学習の場を提供するために開設します。

- とき 10月4日から11月8日までの期間中6日間
- ところ 熊谷地方庁舎4階大会議室
- 募集人数・対象 50名。20歳以上の県民で、コミュニティ活動やボランティアをしている方、または関心のある方。
- 申込方法 受講申込書に所定事項記入のうえ熊谷県民センターあて9月15日までに申込み。定員になり次第締め切り
- 問合先 熊谷地方県民センター ☎0485-23-2801  
役場企画課 ☎36-1521

### テニス会員募集

江南村テニスクラブでは会員を募集しています。テニスをやってみたいと思っている方、どなたでもお気軽にご参加ください。  
練習場所 役場テニスコート  
練習日 毎日曜午前9時～  
練習先 役場・宅森知克まで (☎36-1521)



### フィルムと映写機を 貸し出し

大里広域視聴覚センターでは、夏休み期間中「映画フィルム」「映写機」を貸し出します。  
利用期間は3日から5日間程度、

詳しくは、下記にお問い合わせください。

- 役場 (36) 1521
- 体育館 (36) 5468
- 浄水場 (36) 4740
- 老人センター (36) 5600
- 清掃センター (36) 5745

子供会・自治会・各種サークルなど団体で申し込んでください。

- 申込先 熊谷市役所7階・大里広域市町村圏組合視聴覚センター ☎23-1638

### 特設人権相談

- とき 8月23日(火)午前9時30分～正午まで
- ところ 江南村母子センター
- 内容 差別待遇、名誉侵害、不動産問題、その他生活上の困りごと
- 担当者 人権擁護委員・岡部正次、法務局職員

### 県民コンサート

- とき 9月26日(月)午後6時30分
- ところ 埼玉会館大ホール
- 出演 東京交響楽団、指揮・矢崎彦太郎、ピアノ・小山実稚恵
- 曲目 チャイコフスキー：ピアノ協奏曲第1番変ロ短調  
ペリオーズ：幻想交響曲
- 入場料 A—3,000円 B—2,500円  
学生(B)—1,500円
- 問合せ 埼玉会館事業課 ☎0488-29-2471  
東響テレホンサービス ☎03(362)6764

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合 | 療 | 畜 | 千 | 板 | 小 | 野 | 須 | 御 | 樋 | 樋 | 上 | 上 | 三 | 成 |
| 計 | 養 | 産 | 代 | 柴 | 江 | 原 | 賀 | 正 | 春 | 春 | 押 | 新 | 本 | 沢 |
|   | 所 | 試 | 場 |   | 川 | 川 | 廣 | 新 | 南 | 北 | 切 | 田 |   |   |
|   |   | 験 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 四 | 四 | 一 | 二 | 一 | 三 | 五 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 三 | 八 |
| 四 | 五 | 〇 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 六 | 二 | 九 | 〇 | 三 | 三 | 七 |
| 五 | 〇 | 〇 | 五 | 六 | 三 | 六 | 七 | 四 | 八 | 八 | 〇 | 二 | 二 | 一 |
| 〇 | 〇 | 〇 | 四 | 五 | 三 | 八 | 六 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 二 | 二 | 二 |
| 円 | 円 | 円 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

五月に赤十字募金運動が行われ、皆さんのご協力により、目標額を上まわる募金が集まりました。お礼を申し上げ、ご報告します。

日赤募金に

445,540円





# 県営住宅 入居者募集

9月1日～9月9日受付

県営住宅への入居は、「申告登録制度」を採用しています。この制度は入居を希望する方から申告をしてもらい、優先度に従って登録を行い、順次入居していただく制度です。

昭和55～57年度に登録をした方は、今回申告する必要はありません。ただし登録内容（新築から空家へ、空家から新築へ、種別、希望地）を変更する方は再申告してください。

▼対象 次の①～④をすべて満たしている方。  
① 県内に住所又は勤務場所があ

- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む）があること。
  - ③ 現に住宅に困っていることが明らかであること。
  - ④ 最近の一年間の総収入が一定の基準以内であること。
- ▼申込用紙の配布

A表（給与所得者1人の場合）

| 種別                    | 現に同居しようとする親族（本人を除く。）及び速隔地扶養者数 |           |           |           |           |           |           |
|-----------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                       | 0人<br>(単身者)                   | 1人        | 2人        | 3人        | 4人        | 5人        | 6人        |
| 第2種                   | 0                             | 0         | 0         | 0         | 1         | 0         | 0         |
|                       | 1,705,999                     | 2,121,999 | 2,535,999 | 2,949,999 | 3,317,501 | 3,680,001 | 4,042,501 |
| 第1種                   | 1,706,000                     | 2,122,000 | 2,536,000 | 2,950,000 | 3,317,502 | 3,680,002 | 4,042,502 |
|                       | 2,631,999                     | 3,040,001 | 3,402,501 | 3,765,001 | 4,127,501 | 4,490,001 | 4,852,501 |
| 特別県営住宅<br>(上尾シラコバト団地) |                               | 3,040,002 | 3,765,002 | 3,765,002 | 4,127,502 | 4,490,002 | 4,852,502 |
|                       |                               | 3,595,001 | 4,320,001 | 4,320,001 | 4,682,501 | 5,407,501 | 5,407,501 |

B表（事業所得者1人の場合）

| 種別                    | 現に同居しようとする親族（本人を除く。）及び速隔地扶養者数 |           |           |           |           |           |           |
|-----------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                       | 0人<br>(単身者)                   | 1人        | 2人        | 3人        | 4人        | 5人        | 6人        |
| 第2種                   | 0                             | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|                       | 1,044,000                     | 1,334,000 | 1,624,000 | 1,194,000 | 2,204,000 | 2,494,000 | 2,784,000 |
| 第1種                   | 1,044,001                     | 1,334,001 | 1,624,001 | 2,204,001 | 2,204,001 | 2,494,001 | 2,784,001 |
|                       | 1,692,000                     | 1,982,000 | 2,272,000 | 2,562,000 | 2,852,000 | 3,142,000 | 3,432,000 |
| 特別県営住宅<br>(上尾シラコバト団地) |                               | 1,982,001 | 2,272,000 | 2,562,001 | 2,852,001 | 3,142,001 | 3,432,001 |
|                       |                               | 2,426,000 | 2,716,000 | 3,006,000 | 3,296,000 | 3,586,000 | 3,876,000 |

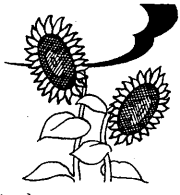
7月25日(月)～9月22日(木)の間に江南村役場建設課、熊谷土木事務所、県民センター等で配布

▼受付期間と場所  
9月1日(木)～9月9日(金)、午前10時～午後三時の間に江南村役場建設課で受付

▼支給額  
三人目以降の義務教育終了前の児童一人につき月額五千円。(市町村民税所得割の額がない受給者……六人世帯の場合57年の収入がおおむね二六五・七万円以下の方……七千円)。

▼受給資格  
児童手当の受給資格②の条件にあてはまらないため、児童手当を受けられない被用者(厚生年金等)に加入している人)または公務員・公共企業体職員については、その人の前年の収入が一定の額(例えば六人世帯の場

## 児童手当の あらまし



▼児童手当  
日本国内に住所を有する人で次の条件にあてはまる人。  
①十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童。  
②その人の前年の収入が一定の額に満たないこと。

▼支給額  
児童手当の場合と同じ。  
合五七〇万円)に満たないとき。

▼支給額  
これから受けようとする方は? これから児童手当(特例給付)の支給を受けようとする場合や、すでに手当を受けていても、他市町村へ住所を変えた場合には、すぐに児童手当(特例給付)認定請求書を市役所、町村役場に提出してください。

▼所得限度額を引き上げ  
児童手当及び特例給付の所得限度額が引上げられました。

◎ 児童手当

| 扶養親族等の数 | 所得ベース |         |
|---------|-------|---------|
|         | 万円    | 万円      |
| 0       | 123.5 | 191.0   |
| 1       | 152.5 | 239.4   |
| 2       | 181.5 | 280.8   |
| 3       | 210.5 | 319.375 |
| 4       | 239.5 | 355.625 |
| 5       | 268.5 | 391.875 |
| 6       | 297.5 | 428.125 |
| 7       | 326.5 | 464.375 |
| 8       | 355.5 | 500.625 |

◎ 特例給付

| 扶養親族等の数 | 所得ベース |         |
|---------|-------|---------|
|         | 万円    | 万円      |
| 0       | 266   | 388.75  |
| 1       | 295   | 425.0   |
| 2       | 324   | 461.25  |
| 3       | 353   | 497.5   |
| 4       | 382   | 533.75  |
| 5       | 411   | 570.0   |
| 6       | 440   | 605.556 |
| 7       | 469   | 637.778 |
| 8       | 498   | 670.0   |

# とまどいの参院選

## 低投票率(四七・九〇%)に田植えの影響?

参議院選挙は六月二十六日投票  
二十七日開票という日程で行われ  
ました。

今回の選挙は、候補者個人に投  
票するのではなく、政党に投票する  
という比例代表制が、旧全国区に

採り入れられた初の選挙として、  
注目されていきました。しかし、田  
植え時期と重なったこともあって、  
有権者の方々の出足は、今ひとつ  
でした。  
また投票所では、この新制度に

### 比例代表選挙

| 党派(略称) | 得票数   |
|--------|-------|
| 自民党    | 6     |
| 自由民主党  | 191   |
| 新自由クラブ | 12    |
| 勝手連    | 81    |
| 二院連    | 142   |
| サラー    | 487   |
| 公明党    | 4     |
| 日平産    | 6     |
| 共産党    | 250   |
| 雑産     | 7     |
| 教産     | 7     |
| 社自     | 477   |
| 無民     | 1,155 |
| 浄福     | 22    |
| 福直     | 201   |
| 日本世直   | 0     |
| 日直     | 122   |
| 日直     | 0     |

有効 3,170 無効 71

### 埼玉県選出議員選挙

| 氏名  | 得票数   |
|-----|-------|
| 弘太郎 | 251   |
| 八郎  | 38    |
| 祐治  | 571   |
| 重利  | 943   |
| 厚彦  | 57    |
| 義彦  | 1,272 |

有効 3,132 無効 109

とまどい有権者の姿が見られまし  
た。

比例代表選挙の記載台に向かい、  
十八ある政党等の名を見てジッと  
考えこむ人、用紙交付係に投票方  
法を何度も聞く、お年寄り等々。  
開票は二十七日午前八時から、  
役場二階会議室で行われ、午前十  
一時十分に終了しました。候補者  
等の得票数は表のとおりです。



## 年金コーナー

### 繰り上げ請求は 生涯減額された年金に

年金を受ける要件を満たしてい  
れば、国民年金の老齢年金、通算  
老齢年金は、六十歳から六十四歳  
の間、希望すれば繰上げて受給で  
きます。

しかしその年金額は、六十五歳  
から受ける額にくらべ、四二%か  
ら一%が年齢によって減額され  
ます。そして繰上げ支給を受ける  
と、その後取り消しはできないの  
で、生涯減額された年金を受ける  
こととなります。

繰り上げ請求をするときは、よ  
くお考えのうえ請求してください。

### 福祉年金の証書を お返しく下さい

福祉年金の受給者の皆さん、八

月期支払分を受けたら、市町村役  
場の国民年金係に証書を提出して  
ください。  
これは今年の八月から一年間、  
年金が受けられるかどうかを審査  
して、支給額を証書に記入するた  
めのものです。  
また、証書を提出していただく  
とき、「定時申立書」もいっしょ  
に提出してください。



## お誕生おめでとう

(カッコ内保護者・敬称略)

(三月中届出)

成沢

関口 知芳 二女(秀晴)

押切

窪川真由美 二女(広美)

市川

真希 長女(松夫)

須賀

田真理子 長女(晴夫)

須賀

廣田 佳苗 長女(守)

小江川

浅見 春菜 長女(好文)

板井

倉野 翼 二男(明)

千代

小久保幸子 二女(政雄)

三本

上杉 享 二男(保)

中野

洋亮 長男(省作)

岸利彦

長男(正弘)

上新田

大久保真美 二女(明)

成沢

中島 嘉男 長男(照夫)

御正新田

水野 俊亮 長男(孝夫)

橋本

光司 長男(勝美)

中山

智子 長女(晶博)

小江川

渡辺 文昭 二男(政美)

板井

杉田 恵 二女(一男)

千代

吉野 憲英 二男(金造)

柴

渡部 益恵 長女(浩)

塩

関口愉紀乃 長女(千秋)

須賀

旭 麻里 二女(英雄)

上新田

中島 幸彦 長男(正己)

成沢

新井美菜子 二女(正則)

押切

松葉 直也 二男(昇)

持田

持田 香織 二女(万二)

榎春

坂田 美和 長女(俊郎)

御正新田

川手 浩司 二男(二三)

小江川

関根 健太 二男(真)

野口

伊丹城 香 長女(英章)

千代

野口 知子 二女(博司)

塩

三角 千佳 長女(祐輔)

川島

本木 安奈 長女(泰)

小林

川島 卓也 長男(一夫)

新井

進一 長男(公夫)

享

新井 享 長男(喜代誌)